

文化審議会著作権分科会 御中

法制・基本問題小委員会 中間まとめを受けての当協議会方針について

平成 29 年 4 月 17 日

教育利用に関する著作権等管理協議会

文化庁文化審議会著作権分科会 法制・基本問題小委員会において検討されてきた教育に関する権利制限について、当協議会はその検討の経過と結論について注視してきた。その結果、平成 29 年 2 月 24 日開催の法制・基本問題小委員会で公表された中間まとめでは、一定の方向性が示されたと考える。

この中間まとめで記述されている「権利者団体において、補償金の受け皿となる団体の組成に向けて取組を進められるよう要請するとともに、最終報告書の段階でそのような見通しが得られるかを確認した上で、本課題についての取りまとめの内容を最終的に判断することとしたい。」との指摘を受け、中間まとめにあるように異時公衆送信に係る権利制限規定の整備に伴い補償金制度の導入がなされることとなった場合には、権利者の権利を擁護すると共に、同制度の円滑な運用を実現するため、改正法の施行に向けて、その受け皿となる団体を設立し、必要な準備に当たることとする。

また、中間まとめにも記載がある補償金以外のライセンス環境の整備については、本協議会及び各関係団体において、利用者と協議しつつ、並行して実現に向けた検討を行うものとする。

以上